

第7章 施設・設備等

【到達目標】 大学には、教育研究組織の規模に応じた、必要かつ十分な広さの校地・校舎を準備すると共に、適切な施設・設備等を整備し、それらを有効活用することが求められている。聖学院大学では、校地・校舎は設置基準を満たしていることは勿論であるが、本学の教育研究活動が有効に実現される場として、常に充実に向けて改善される必要がある。また、キャンパス・アメニティの形成・支援のため、常に学生の実態と意向を把握し、適切な修学環境の整備・充実、並びに福利・厚生改善に取り組んでいかねばならない。さらには、地域に開かれた大学として、安全面や管理面に十分配慮した上で、施設の積極的な開放を進めていく。

以上の聖学院大学が掲げる目標を踏まえて、ここでは以下に示す点を特に意識した点検・評価を行う。

- ① 大学の理念や学部・学科の教育目標を実現するために必要な施設・設備は整備されているか。
- ② 施設・設備等の整備は、学術研究の進展や技術革新、さらには社会的要請の変化を的確に把握し、常に更新・充実されているか。
- ③ 学生のための生活の場、コミュニケーションスペースの確保・充実は適切に行われているか。

1 施設・設備等の整備

1) 施設・設備等諸条件の整備状況

(A群:大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性)

【現状の説明】 校地は、JR大宮駅からそれぞれ1駅先のJR高崎線宮原駅、JR埼京線日進駅から徒歩15分の埼玉県上尾市戸崎1番1号に所在し、近隣には大宮花の丘農林公園があり、校舎は緑豊かな自然に囲まれている。本学は大学院、総合研究所を含めて、3学部6学科、3研究科、1総合研究所を有する単一キャンパスである。キャンパスには全体で3,077名(学部生2,992名、大学院生68名、聴講生・科目等履修生17名)の学生が学ぶ施設が整備されている。また、法人併設の聖学院みどり幼稚園も隣接している。

校地面積は65,307m²、校舎総面積は27,348m²である。校地は、学生1人当たり面積21.82m²、校舎は9.14m²となり、ともに大学設置上の基準を満たしている。

校舎は、大学開学以後、大学院研究科・学部・学科の増設・改組転換や定員増等に伴って新・改築が継続して行われてきたが、特筆すべきことは、2003年度には女子聖学院短期大学時代からの念願であった礼拝・講堂棟の建設に着手し、2004年度秋に、北キャンパスに入学式・卒業式や各種講演会等で利用できる1,000人収容可能なチャペルと、その付属棟としてエルピス館(エルピスホール・インターネットカフェ・学生食堂等)、

ヴェリタス館（教授会室(大教室)・学長室等)、緑聖ホール（各種集会場）を総額約 30 億円の費用をかけて建設したことである。同時にディサイプル館（旧 5 号館）を大学管理部門の事務所と普通教室に改修し、シャローム館（旧 6 号館）は食堂専用であった建物を保健室と学生相談室に改修した。また、以前は 1 階に管理部門の事務所が置かれ、2～4 階が総合図書館であった旧本館は、管理部門の移転によって 2005 年度の夏に 1 階を改修し、全ての階を総合図書館（一部、大学院研究室）とし、建物名称も本館から図書館棟とした。

校地面積

校地面積 (m ²)	学生1人当 面積(m ²)	校舎面積 (m ²)	学生1人当 面積(m ²)	運動場 (m ²)	学生1人当 面積(m ²)	付属施設
65,307	21.82	27,348	9.14	28,328	9.47	クラブハウス ゲストハウス

校舎面積

校舎名	面積(m ²)	校舎名	面積(m ²)
1号館	4,840.25	8号館(研究棟・学務部)	3,349.81
2号館	4,135.01	図書館棟(旧本館)	2,419.86
3号館	684.85	チャペル	2,444.01
4号館	2,899.62	エルピス・ヴェリタス館	1,785.52
ディサイプル館(旧5号館)	842.94	体育館	1,578.08
シャローム館(旧6号館)	189.87	その他の施設	576.89
7号館	1,601.43		
		合 計	27,348.14

教育用施設・設備としては、1・2・3・4・7号館、及びディサイプル館3階に普通教室、うち1・2・4号館には普通教室及び特別教室（PC室・音楽室・美術教室等）がある。2000年度には、図書館に障害者への配慮のためにエレベータが設置され、3階以上の建物でエレベータ未設置の建物は1号館（地上5階、地下1階）のみとなった。

学生食堂は1号館地下1階に学生ホール・食堂（435.67m²）とそれに付設する軽食堂（158.48m²）があり、4号館1階には学生ホール・食堂（405.75m²）が整備されている。学生食堂は、従来昼食時の混雑緩和が緊急の課題となっていたが、2004年度にエルピス館1階に学生食堂（390m²）を、2階には学生の自由利用が可能なエルピスホール（140m²）、及びインターネットカフェ（130m²）を新設したことにより、それまで問題となっていた昼食時の食堂の混雑は大幅に緩和された。

さらに、ヴェリタス館には院長室、学長室、学長会議室及び教授会室が設置されている。この教授会室は収容人員が100名であり、LAN接続用の端子やビデオプロジェクターなどを設置し、教授会だけでなく、授業や小規模の講演会等にも使用される。また、エルピス館、及び4号館の学生ホール・食堂には電子掲示板を設置し、学生への情報として、施設の案内や休講等の情報を掲示している。

第7章
施設・設備等

講義室に関しては、下記の表のとおりであり、本学の掲げる少人数教育の理念に沿った規模の教室を中心に配置している。

収容人員別教室数一覧(学部)

収容人員	教室数	収容人員	教室数
1～20	19	121～150	5
21～50	16	151～200	2
51～80	11	201～250	1
81～100	16	251～300	1
101～120	7	301～	1

教室に付帯する設備としては、大合同講義室・合同講義室（80名以上の規模）にはP CやDVDを接続して利用可能な大型プラズマディスプレイ装置やビデオプロジェクターが設置され、またそれ以外の殆どの小規模教室にはテレビ・ビデオ・DVD、またはビデオプロジェクター等が備えられている。その他ビデオ教材は図書館閲覧室に備えられており、学生の自主視聴が可能となっている。

また、本学においては、「コンピュータ基礎A」・「コンピュータ基礎B」が全学生の必修科目となっており、本講座の実施に伴い、学生が学内での授業や自習において学内のコンピュータ機器を自由に使用できるよう、徐々にコンピュータが利用可能な教室等を増設した結果、現在マルチメディアスタジオが2教室、情報演習室が2教室、及びコンピュータ教室が3教室となり、情報化社会への対応に必要な学生のための利用環境を整えている。

専門分野の教育設備に関しては、人間福祉学部児童学科、同人間福祉学科の2学科は、学科の性格上、他と異なる施設・設備を必要としている。児童学科の音楽室、ピアノ演習室、美術教室、自然科学教室やリズム活動等に使用される多目的ホールなどがそれである。人間福祉学科では、演習室、実習指導室を設置している他、介護実習室を整備し、ベッドや介護用バスタブ、電動入浴用ストレッチャー等の介護用諸備品を設置している。

体育施設としては、屋内施設として体育実技室1・2階で合計1,102.1m²、屋外運動場は28,328m²の広さを持ち、学生1人あたりの面積は9.47m²となっている。

キャンパス内には、随所にベンチや自動販売機等を設置して学生の憩いの場を提供している。また、車の駐車場に関しては、2000年度より学生バスが最寄りの2駅より定期運行されたことにより、学生のための駐車スペースは学内には設けず、外部者、及び教職員のみを利用を許可している。その他、自転車通学の学生のために、駐輪場を学内に3箇所設置している。

研究棟として1998年に新築した8号館は、1階の学務部門事務所215.92m²と教員・学生用ラウンジとして使用されるガルスト・ホール187.17m²を除き、2～7階の93室

は個人研究室であるが、近年大学院の整備充実に伴って、2号館の4階5教室も研究室として使用している。研究室各室の平均面積は20.07m²であり、全室に情報コンセントが配置され、各室に整備されたパソコンは学内LANで結ばれている。空調は各室での単独運転が可能であり、5階の共同印刷室にはコピー機と印刷機が設置されている。

また、体育科教員や音楽科・美術科教員、自然科学実験室を使用する教員には、研究室とは別に準備室が用意されており、体育科教員用には体育館内に36m²、音楽・美術関係・自然科学関係の教員にはそれぞれ各特別教室に隣接した42m²が準備室として充てられている。

大学院政治経済学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科及び人間福祉学研究科の諸設備は主として3号館と1号館とにあり、研究室・講義室・院生研究室等が設置されている。また、埼玉県所有する「産学交流プラザ 彩の国8番館」の一部を聖学院大学教室として借り、大学院政治政策学研究科の「埼玉地域政策研究」「聖学院ポリシー・カレッジ」の教室として使用している。また東京都北区中里の聖学院本部新館を「聖学院大学・大学院生涯学習センター」として、大学院コロキウムの教室としてアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科の演習のその他の教室として使用している。

【点検・評価】 学生食堂の昼食時の混雑緩和が緊急の課題となっていたが、北キャンパスにインターネットカフェ、エルピスホール、学生食堂を設置したことで設備が充実し、昼食時の食堂の混雑が緩和された点は評価できる。しかし、カリキュラムや授業科目の充実、少人数クラスの増大に伴い、一般教室は慢性的に不足する傾向となっており、早急に対処する必要がある。また、2006年度入学の児童学科の学生から小学校教諭一種免許が取得できるようになったため、それに伴う施設・設備の充実が喫緊の課題である。

【課題・方策】 2004年度の礼拝・講堂棟、及び周辺付属棟の建設に伴い、設備が充実して昼食時の食堂の混雑は緩和されたが、授業等の充実に対応するため、教育教室棟の増築など、早急に設備計画を構築する必要がある。当面は、建物としては女子聖学院短期大学時代より継続使用している1号館の改築について、5～10年以内には実施する予定であるが、キャンパス・アメニティを含めたキャンパス全体としての将来構想との関連でその詳細な計画についての議論を継続していく予定である。また、本学はプロテスタント・キリスト教の伝統に即してなされる礼拝を生命的な源泉として重視しており、2008～2010年には大学創立20周年事業としてチャペルにパイプオルガンを導入することが計画されている。

なお、現在の学生の課外活動のためのクラブハウスはプレハブ等、簡易建物を使用しており、決して良い環境とは言えない状況であるため、学生のための会館として学生厚生棟の新設が計画されている。これについても、1号館の改築とは別に、大学として早急に取り組むべき課題として、キャンパス将来計画の中で具体的な建設の時期などが検討されている段階である。大学における施設・設備に関する中長期的な計画の具体的実

第7章
施設・設備等

施案の構築が急務であるが、財政的な問題を含めて今後大学構成員に明確に示していく必要がある。

2) 教育用情報処理機器などの状況

(B群:教育の用に供する情報処理機器などの配備状況)

【現状の説明】 本学における情報処理機器の配備状況は次のとおりである。以下に挙げるのは、特に高度な情報処理機器を配備した教室の概要で、これ以外にも各教室にプロジェクター、プラズマディスプレイを整備し、DVD・VHS・PCあるいは実物投影機等の利用が可能となっており、中規模以上の教室ではほぼ配備が完了している。これらによって、普通教室でも情報機器を用いた授業が可能である。これ以外にも、貸出用のPCやポータブル実物投影機等が教務課に常備されており、適宜貸出を行っている。

学生利用情報処理機器の主な整備状況

(単位:台)

教室等	PC台数	機能概要	その他
1306(PC教室)	43	LL機能有	PC補助員常駐
2103(マルチメディアスタジオ1)	1	マルチメディア機器常備	無線LAN機能により貸し出しノートPCを利用可
2105(PC演習室)	78	Eラーニング環境、サーバー3台(ファイル、エンコーディング、ストリーミング)	ノートPC75台:他教室でも利用
2108(マルチメディアスタジオ2)	1	マルチメディア機器常備	無線LAN機能により貸し出しノートPCを利用可
2109(PC演習室)	40	パソコン基礎科目自主学习専用	講師、学生チュータ常駐
4202(PC教室)	43	LL機能有	PC補助員常駐
4205(PC教室)	41	LL機能有	PC補助員常駐
図書館	60		内、ノートPC20台(無線LAN機能付)
キャリアサポートセンター	10		
大学院生研究室	10		
インターネットカフェ	6		
合計	333		

【点検・評価】 近年、情報処理機器を高度に活用した授業が急増しており、機器の配備状況は決して十分とはいえない状況となりつつある。現在の情報化社会の中で、今後ますます教育面での活用が進めば情報処理室や機器が不足することも十分予想されるので、設備面の更なる改善が必要である。現在の学生利用PCの更新は、3～4年をめどに定期的に行われており、この面では、情報処理機器は常に最新に近い状態に保たれているとすることができる。また、本学では「何時でも、何処でも」というコンセプトで、学内からであ

ればあらゆる場所から学内のネットワークやインターネット接続が可能となるよう無線LAN環境を整えたが、近年、情報漏えいやネットワークウイルスなどセキュリティの観点からネットワーク全体の見直しを行っている段階である。

【課題・方策】 情報化社会の進展に対して、学生のための教育用コンピュータ環境の構築及び教育サポートを中核的に担う組織・施設が本学では十分とは言えない。現在は、教員組織によるコンピュータ情報ネットワーク委員会、及び事務組織として学務部情報システム課がその役割を担っているが、情報システム課は学内の通信インフラの整備や管理などの業務も行っており、教育サポートを専門的に担う組織としての情報センターの設置に向け、具体的な機能等の検討を開始している。また、現在携帯電話やPDAなど、様々な機器が情報処理機器として登場して来ており、中期的な計画を常に見直しなが臨機応変に対応できるよう対処していく必要がある。

3) 施設・設備の社会への開放

(C群: 社会へ開放される施設・設備の整備状況)

【現状の説明】 本学は社会・地域に開かれたキャンパスとして、地域社会に対して安全面に十分配慮して施設の開放を行っている。図書館は平日21時30分まで開放しているため地域の社会人の利用も多い(2006年度外部利用登録者数272人)。学会、研究会、地域住民に対する聖学院大学公開講座や彩の国いきが大学における施設使用、近隣の自治会の会合、NPOによるホテル祭り、近隣高等学校・中学校の夏期講習、近隣中学校等の講演会開催によるチャペル使用、または各種資格検定試験や予備校等の試験時への施設貸与など、多岐にわたって校舎を開放している。予備校や高等学校等に対しては内規を定めて貸与を行っている(巻末資料9)。

また、近隣の自治会や子供会などのソフトボールチームの練習やボーイスカウトなどにもグラウンドや体育館を貸与している。学校休業日の校舎使用の許可については、常駐するビルメンテナンス会社に貸与の業務を委託して行っている。

【点検・評価】 対外的に施設・設備を積極的に貸与することは、大学として社会的な貢献を果たすと同時に、大学施設・設備の有効利用という面から評価できるものである。さらに、この結果として近隣地域の大学に対する認知度が上がることとなり、社会・地域との良い協力関係構築にも役立っている。なお、外部の業者等への校舎等の貸与は明文化してルールも定めているが、近隣のソフトボールチーム等への貸出についてもルールを定めて行う必要がある。

【課題・方策】 本学の基本方針として、地域との連携協力は最重要課題の一つであり、その観点からも学内施設・設備等の開放は、引き続き柔軟な対応を取ることで開かれた大学をアピールしていくことが重要である。このように、本学は社会・地域に開かれた大学ではある

が、開放されているがゆえに、不審者侵入等への対応が重要となっている。しかしながら、現時点では不審者侵入等への対策が十分とは言えず、対応策の構築は検討課題となっている。また、予備校や資格取得試験会場としての校舎の貸与時には、受験生関連の送迎によって大学付近の交通は非常に混雑し、近隣への迷惑ともなっている。それを解消するためには、学内の教育活動に支障がない範囲で、駅から大学までの学生送迎バスの利用も含めて予備校に貸与するなどの方策について検討を行っている。

4) 記念施設・保存建物の状況

(C群: 記念施設・保存建物の保存・活用の状況)

【現状の説明】 学校法人聖学院は、創立100周年記念事業の一環として、2004年度に本学キャンパスに礼拝・講堂棟、並びにその他付帯施設の建設を行った。これは本学の前身でもある女子聖学院短期大学時代からの念願でもあった。この礼拝・講堂棟は、彩の国さいたま芸術劇場や東京大学弥生講堂を設計した香山壽夫氏(東京大学名誉教授)により設計され、2006年度日本芸術院賞受賞の対象作品となった。礼拝・講堂棟は、次の3つの施設に分かれている。

- ① 礼拝・講堂棟 (チャペル)
- ② 附属棟1 (エルピス館・ヴェリタス館)
- ③ 附属棟2 (緑聖ホール)

①の礼拝・講堂棟は、学生の日常の礼拝、イベントや講演、コンサート等に活用されており、正面入り口脇には女子聖学院短期大学記念室を設置している。②の附属棟1のエルピス館にはインターネットカフェと食堂、エルピスホール等があり、学生の憩いの場となっている。ヴェリタス館には院長室・学長室・教授会室等を配置している。③の附属棟2(緑聖ホール)は大学における各種小集会に利用される他、日本キリスト教団緑聖教会が日曜日の集会等に利用している。

上記の他、8号館1階には日本最初のディサイプルス派宣教師であったチャールズ・E・ガルスト(1853年～1898年)を記念した、ガルスト・ホールを設置し、教員同士の交流や教員と学生の交流の場となっている。

【点検・評価】 本学は創立20年に満たない新設の大学であるため、保存すべき施設や建物は未だ多くはない。しかし、本学の礼拝・講堂棟が完成し、日本芸術院賞受賞の対象となったことから、本建物の今後の管理には十分な注意を払っていく必要がある。そのため、メンテナンスに際し費用の負担が増大することが予想されるが、特別予算枠の設定などについて検討が必要である。

2 キャンパス・アメニティ等

1) キャンパス・アメニティの形成

(B群:キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況)

【現状の説明】 キャンパス・アメニティは、そこで活動する学生や教職員にとって快適で安全な施設を整備し、提供することであるが、現在の体制は下記のとおりである。

① 本学における課外活動や学生活動の中心団体である学友会・総務委員会から施設・整備等に対する要望や計画が学生部に提出され、それが学内のキャンパス・アメニティにとって相応しいと認められた場合は、学生部から大学運営委員会へ議題として挙げられ、大学教授会で承認された後、実行されるシステムとなっている。

② 大学事務局総務部では、各部署から福利厚生及び管理関係の改善要求があった場合、それを取りまとめの上、大学運営委員会へ議題として挙げ、大学教授会での承認の後、予算措置を講じて実行するシステムとなっている。

【点検・評価】 経常の経費で対応できるものについては、必要度や緊急度に応じて対応することができている。しかし、多額の費用を要するような大規模な計画については、現在大学ではキャンパス施設の老朽化等への対応に高い優先順位がつけられているため、要望の実現に時間を要する場合が多い。キャンパスの中長期計画と連動させて、計画的な整備を進めていく必要がある。

【課題・方策】

2) 「学生のための生活の場」の整備

(B群:「学生のための生活の場」の整備状況)

【現状の説明】 学生サービスの向上を図り、大学生生活に対する学生の満足度を高める上で施設の充実是不可欠な要素の一つである。一般的な教育関連施設の他に、食堂、課外活動向けの施設、学生交流や憩いの場としてのスペース等、学生活動やさらには個としての学生に配慮したスペースの確保が重要である。このような観点から、本学では「学生のための生活の場」として下記の施設を整備している。

1号館地下学生ホール・食堂、1号館地下グリーンラウンジ(軽食堂)、1号館前広場、4号館1階学生ホール・食堂、エルピス館2階インターネットカフェ、エルピス館1階学生ホール・食堂、エルピス館2階エルピスホール、プレハブクラブハウス〔学生委員会活動室・クラブ部室〕、すみれ館〔クラブ部室〕、シャローム館〔学生相談室・保健室〕、ボールゲームパーク〔フットサルコート・バスケットコート〕、チャペルスクエア

【点検・評価】 2004年の礼拝・講堂棟の建設に伴い北キャンパスの再開発が行われ、学生食堂、インターネットカフェ、学生ホールなどが充実し、学生の大学における生活の場としての環境は大幅に改善された。屋外の施設としても、礼拝・講堂棟の前庭であるチャペルスク

エアや、全面に芝生を敷き詰めた大広場は、学生の憩いの場として大いに活用されている。また、一般学生が授業の空き時間にフットサルやバスケットボールに楽しむことのできる「ボールゲームパーク」は一般学生専用運動場として開放しており、学生の生活の場として有効であると言える。

【課題・方策】 社会経験の不足や、生きる目標や目的の乏しさなど、社会人として自立していくために多くの不安感を抱え持つ学生が、自主性、集団性、協調性、継続性などを体験できる場が課外活動であり、より多くの学生が課外活動に参加できるよう、大学として環境整備を行っていく必要がある。そのためにも、学生厚生棟としての学生会館（クラブハウス）の新設が優先すべき課題となっている。また、大学施設としては狭隘な体育館やグラウンドの改善が望まれているが、いずれもキャンパスの将来計画の中で、今後議論していく必要がある。

3) 大学周辺「環境」への配慮

(B群:大学周辺の「環境」への配慮の状況)

【現状の説明】 本学キャンパスは緑に囲まれている。図書館棟の前には樹高7メートルのヒマラヤヤシがあり、毎年11月末には、近隣住民、教職員、学生、聖学院みどり幼稚園園児、日本キリスト教団緑聖教会が集うクリスマスツリー点火祭が行われ、キリスト教大学の特色を活かした行事として地域に定着している。見事に飾られた大学のクリスマスツリーは大学周辺の住民の目を大いに和ませている。また、大学正面の鴨川の土手には桜が植樹されており、毎年入学式頃にはキャンパスに彩を添え、秋のケヤキの紅葉と共に、大学周辺の環境を整えている。

学内ではゴミは分別収集されている。また、ヴェリタス祭（学園祭）ではエコリード容器（非木材パルプから作られた容器）を使用した環境に優しい取り組みを行うなど、本学学生や来学者に環境に関する意識高揚を行うなど、多様なかたちで大学や大学周辺の環境保全に対する取り組みが行われている。

【点検・評価】 本学では学生が住宅地や商店街の中を歩いて通学するため、これら近隣住民等と良好な協力関係を築くための対策を講じている。年に1回学友会（学生の自治団体）が学生ボランティアを組織して、近隣のゴミ拾い（大学周辺、大学から宮原駅・日進駅までの道のり）を行うなど、特に環境に配慮した活動を行っており、効果をあげている。また、大学と地域社会を結ぶ役割も担っている特定非営利法人（NPO）「コミュニティ活動センター」は、既に大学と近隣住民の諸組織とを結びつけ、「まちづくり協議会クローバー」を立ち上げたり、大学周辺の環境問題に取り組んだりしている。その他にも、まちづくり協議会の企画や、地域の清掃奉仕、さらには「ふれあいフェスタ in 宮原」などには多数の本学の学生・教職員が参加しており、大いに評価できる。

【課題・方策】 大学周辺の「環境」を整備するためには、周辺住民との連携の強化が今後も必要である。なお、現在大学内のゴミ分別は大まかに分けるだけで細かく分別収集してはならず、産業廃棄物として一括の処理を行っている。今後、大学全体としてさらに学生や教職員に対し環境問題への意識を強く持たせ、積極的に取り組んでいくための啓蒙活動を、機会を得ながら行っていく。

3 利用上の配慮

1) 施設・設備面における障害者への配慮

(A群:施設・設備面における障害者への配慮の状況)

【現状の説明】 校舎のバリアフリーに関しては、1992年度以降新設の校舎には車椅子も利用できるエレベータや身障者も利用できるトイレが設置されている。1991年以前に建築された校舎については、特にトイレをバリアフリーに対応するように順次改修している。学内の移動に関しても、全ての建物の入口に車椅子用のスロープが設置されており、車椅子での各建物へのアクセスが可能となっている。また、図書館棟にはこれまでエレベータの設備はなかったが、障害者への配慮として2004年度に外付でエレベータが設置された。このことにより、エレベータが必要な建物は1号館のみとなっている。また、2006年度には、不足していた視覚身障者用の点字ブロックが整備され、視覚障害者が全ての建物にアクセスができるように改善された。

【点検・評価】 人間福祉学科を設置する本学としては、特に障害者に配慮した施設・設備が強く要望されてきたことである。また、現実に障害を持つ学生や教職員が増えつつあることもあって、年次計画による継続した改修等によって、全ての建物の入口に車椅子のためのスロープが設置され、各建物への車椅子による移動が円滑になった。また、全ての学内の建物へ視覚障害者が安全に移動できるように点字ブロックが整備されたことは評価できる。

【課題・方策】 1号館は1968年に建設され、エレベータもなく老朽化が進んでいる。随時必要な改修を行ってはいるが、今後建て替える方向で検討が開始されている。また、2号館のエレベータは設置後20年以上を経過しているため、これについても数年後の入れ替え視野に入れた検討を行っている。ただし、障害者のためには施設の改善のみでは十分ではないため、学生ボランティアなどの人的な体制も整えていかねばならない。

2) 各施設の利用時間

(C群:各施設の利用時間に対する配慮の状況)

【現状の説明】 キャンパス内施設は原則として8時～21時30分までの使用が可能であり、課外活動

第7章 施設・設備等

は学生の安全面の配慮や近隣住民との関係から4時限の授業終了後から19時まで許可している。(学部の授業終了は18時20分、大学院の授業終了は21時である。)

年間を通じて学生が校舎等の使用が出来ない日は、入学試験時の外、冬季で10日程度となっている。特に図書館棟は夜21時30分まで開館(月～金)していることで、学部生、大学院生だけではなく、地域住民を含め広く利用されるように許可し、配慮している。

また、学生部(学生課)では、大学周辺の路上及び学内に警備員を配置し、学生の通学時の安全の確保、学生車両の構内への進入の阻止、及び喫煙指導等を行っている。

【点検・評価】 【課題・方策】

大学院が昼夜間開講していることもあり、図書館が夜21時30分まで利用できるのは評価できる。しかし、他に夜間利用できる施設は図書館棟に隣接した4号館1階食堂部分のみであるので、各施設においてもある程度の教室等を学生のために確保し、開放していくことが必要である。また、地域に開かれた大学であるため、逆に不審者への対応を綿密に検討する必要がある。

3) 大学への交通手段の状況

【現状の説明】

本学では、女子聖学院短期大学が開学した1960年代後半時代から1999年度まで、JR高崎線宮原駅及びJR埼京線日進駅と大学の間で教職員用の送迎バスを運行していたが、以前から学生が利用できる送迎バスが欲しいとの要望が学生からあった。大学近隣への学生の違法・迷惑駐車もあったので、学生の自転車を除く車両通学の禁止を徹底するために、2000年度から教職員と学生の両方が利用できるように、陸運局の許可を取って宮原駅・日進駅と大学間で学生バスを運行させた。これにより、身障者等の利用も可能になり、同時にクラブ活動の合宿にも学生バスを利用するといった幅広い利用状況となっている。運行間隔はおおよそ15～20分間隔であり、早朝から夜9時40分までの利用が可能である。なお、車両通学をせざるを得ない障害者には、駐車場所を指定して特別に駐車許可を行っている。

【点検・評価】 【課題・方策】

学生バスは通常運行だけではなく、課外活動の移動手段ともなっており、有効活用していることは評価できる。ただし、長期休暇期間中は運転手1名の勤務体制となり、バスの運行本数が減ることで、集中講義等の受講者が利用することによる混雑、また道路状況によりダイヤ通り運行ができないといった問題も出ており、学生バスの運行に関し、利用者の立場に立った運用方法を考慮していくことにしている。

4 組織・管理体制

1) 施設・設備の維持・管理体制

(B群:施設・設備を維持・管理するための責任体制の確立状況)

(1) 施設における維持管理体制

【現状の説明】 礼拝・講堂棟の建築以前と以後を示すと、図からも分かるように建築以前は1つのキャンパスとして管理していたが、建築以後は一つのキャンパスであるが南キャンパス、北キャンパスと呼称し、あたかも2つのキャンパスのように管理している(巻末資料10)。校舎をはじめとする施設の維持管理については、大学院関係の一部施設を除いて総務部総務課(以下、総務課と呼ぶ。)の主管となっている。実際には、施設の維持管理を専門とする業者に大学構内へ常駐する方法で、巡回及びメンテナンスを委託している。2004年11月までは1業者であったが、12月以降北キャンパスは新しい業者に、南キャンパスは従来からの業者に委託している。

大学構内に常駐する2業者の日々の管理及び作業内容については、定期的な説明、報告を受けることにより総務課が承知、把握している。業者の日々の巡回により問題が発見された場合は報告を受けた後、緊急を要するものについては総務部長、事務局長と相談の上、速やかに対応を行う。なお、改善や修繕のための費用が高額となる場合は、設置者である法人理事長の決裁を受けることになる。高額で緊急度の低い場合には総務課で情報を把握しておき、次年度の予算により対応することとなる。

次年度予算策定のために、10月末までに大学事務局の各部署から次年度に施設として修繕あるいは新設すべき箇所を取りまとめるようにしている。挙げられたものの概算費用見積を11月中旬に学校法人と契約している建築関係のコンサルタント会社に依頼し、それを基に次年度予算で修繕又は新設すべき箇所を決定し、それらの工事を次年度の夏休み又は春休み期間に実施している。

【点検・評価】 構内に常駐する2業者が北キャンパスと南キャンパスを維持管理しているので、業者間である程度の競争意識が働き切磋琢磨している。主管である総務課も両業者から定期的に説明、報告を受け、それぞれの業者を比較している。また、総務課で判断に迷う場合には本部施設課の専門要員の判断を仰いで、決定をするようにしている。本来大学においては施設管理に関しての専門知識を持った職員を配置すべきであるが、本学規模の大学の場合、人件費の問題もあり、このような外注方式の管理体制を取らざるを得ない。

施設の維持管理については、要望があった場合には速やかに対応している。将来的に費用を節約できると思われるものや、予算措置の関係で実施できない場合もあるが、概ね適切に管理されているとすることができる。また、法人(理事長)の決裁を受ける必要がある場合、大学(埼玉県上尾市)と法人本部(東京都北区)が地理的に離れていることにより、多くの時間を要する場合がある。このような緊急時には決裁前の対応や実

施が必要となるので、円滑な決裁が可能となるよう検討していく。

【課題・方策】 施設の維持管理を外部の業者に委託する方式は今後も継続されることを前提に、業者との連携をさらに密接に取っていくことが必要である。現在は、構内に常駐する2業者にキャンパス管理を委託しているが、本学の規模であれば1業者で十分であり、費用が削減できることも明らかである。2004年12月にキャンパスが大幅に整備された当初は、2業者を入れ、それぞれの業者に緊張感を持って施設管理を行わせることは意義があったが、これをいつまで継続するかの決断を迫られている。もちろん、1業者にする場合には定期的に他業者とコンペをかけることや、主管である総務課が施設管理のノウハウをより充実させることが必要である。

法人決裁の迅速化については、最近では本部事務局を含めた学内ネットワーク網が整備されつつあり、通常の業務においてはグループウェアソフト等の利用により、情報の共有や伝達がスムーズに行われるようになりつつある。現在は紙ベースで行われている決裁処理を電子決裁にするなどの方策について検討を開始する予定である。

(2) 設備（備品）における維持管理体制

【現状の説明】 設備（備品）については、その内容から維持管理を大学として行う場合と各事務部署や教員個人、あるいは学部・学科等のグループによって行われる場合とがある。ただし、いずれの場合においても最終的な管理責任は総務課が負っている。

設備（備品）の購入も次年度の購入希望を10月末までに各学部、学科及び各事務部署が総務課へ提出する。特に、近年要求が多いIT関連の設備は一度全てコンピュータ委員会（事務担当：学務部情報システム課）に提出し、大学全体としての重複や必要度を吟味した上で次年度予算を勘案して購入すべきものを決定する。設備（備品）は、購入の際に備品登録を行い（法人本部が主管となっている）、個々の設備（備品）がどこでどのように管理されているかを台帳上で把握できるようにしている。設備（備品）の購入の際には、学長の決裁を受けることになっており、また高額な設備（備品）の購入については、設置者である理事長の決裁が必要となる。なお、費用の支払いにあたっては、施設設備管理担当者である総務課長による現物確認があって始めて支払伝票が発行される。設備（備品）の管理は、毎年1回の棚卸により、現状の把握・確認を行う。その際に不要なものを廃棄処分とし、また修理が必要なものなどを把握することとしている。

【点検・評価】 現在、設備（備品）の管理はほぼ適切に行われている。ただし、1999年度をもって廃止された女子聖学院短期大学時代の過去の設備（備品）は大学に移管されているが、実際の状況と異なる場合もあり、廃棄作業がまだ完全には終わっていないので、現在その廃棄作業を毎年1回の棚卸時に実施している。

また、台帳への記載は資金収支元帳（支払ベース）で行われているため、設備（備品）導入から台帳への記載までかなりの時間を要すること、さらには備品シールの発行が数

ヶ月遅れるなど円滑な事務処理が行われていなかった。これは法人経理・会計システムに関わる問題であったが、2006年度からは新たなシステムが導入されたことにより、備品登録作業と同時に備品シールの発行ができるようになった。

【課題・方策】 設備（備品）は膨大な数にのぼることから、本来ならば管財課など設備管理の専門の部門を置くべきである。しかしながら現在の体制の中で、効率的な管理・運用を行っていくためには、毎年の棚卸を確実に行うことが重要である。現状では毎年の棚卸は行っているが、それぞれの部署に確認を依頼し、その結果報告を受けている状態である。2007年度以降は数日を費やして、各部署の責任者が現物確認をするような棚卸を実施する。また、使用できる備品で不用になったものについては、他の部署等で再利用することができるようなシステムを考える必要がある。

2) 施設・設備の衛生・安全の確保

(B群:施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況)

【現状の説明】 水質・室内環境・エレベータ等搬送設備・ボイラー・防災設備などの安全面の確保及び施設の清掃については、構内に常駐する2業者により法定点検・整備・検査及び清掃が行われている。また日常的な警備は、業務委託契約に基づき専門業者の警備により実施され、施設・設備等の安全確保に関する監視も含まれている。学内における管理体制は、総務課と学務部学生課及び警備会社が常に連携を取って維持されている。

安全面については、礼拝・講堂棟の建設に併せて、キャンパスの周囲には全てフェンスが設置され、学内の出入口等に防犯カメラが設置された。防犯カメラの情報は北キャンパスの守衛室で監視されており、録画された映像は2週間分保存されているので、有事の際には有効活用ができるようになっている。

現在食堂は3箇所あり、2業者に営業を委託しているが、定期的に保菌検査の結果を総務課に報告することを義務付けて、食中毒に対する安全を図っている。また、ヴェリタス祭（学園祭）においても学生による食品の販売が行われるので、ヴェリタス祭実行委員会が中心となって、食品を販売する団体には保菌検査を義務付け、食中毒に対する安全をはかっている。

昨今問題となっているアスベストについては、2005年7月に文部科学省から調査依頼があり、専門業者により調査を依頼したところ、1967年度に建設された1号館の天井の一部に、1%以上のアモサイト、クリソタイルを含有した石綿が使用されていた。そのため、2006年3月末の春休み期間を利用してアスベスト除去工事を行い、全てを完了した。

【点検・評価】 校舎等の清掃については2業者が清掃を行っているため、常にキャンパスが綺麗に保たれていることは評価できる。なお、南キャンパスと北キャンパスそれぞれに施設・設

第7章
施設・設備等

備の委託管理会社があるので、学年暦行事にかかる施設管理または有事の際には総務課と両業者が連携した対応を取る必要がある。